

日立市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日立市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

個人番号カード及び端末機を使用した印鑑登録証明書の交付に係る規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市印鑑条例の一部を改正する条例

日立市印鑑条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条の2の見出し中「多機能端末機」を「端末機」に改め、同条中「多機能端末機（地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続されたものに限る。））」を「端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で証明書等を発行する機能を有するものをいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 民間事業者以外の者が設置する端末機から印鑑登録証明書を交付できることとした。

